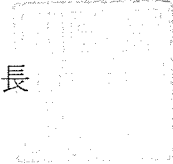


健康第 421 号
令和2年 5月11日

大分県薬剤師会長 殿

大分県福祉保健部長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
公費負担医療等の取扱いについて（依頼）

本県の医療対策に、平素からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より通知が来ましたので別添のとおり送付します。

内容としましては、公費負担医療の受給者（令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者に限る。）を対象に、有効期間の満了日を原則として1年間延長する措置と、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用するものとなります。

つきましては、貴会会員に、現在受給者が所持している受給者証の有効期間の終期を、1年間延長したものとみなして対応することを、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

ただし、小児慢性特定疾病医療受給者証・特定医療費（指定難病）受給者証につきましては、自己負担上限額等の変更が生じる申請があった場合等は、有効期間の終期を1年間延長した受給者証を発行しますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。詳細は別紙1・2をご参照ください。

担当：健康づくり支援課

がん・難病対策班 大和

TEL：097-506-2674

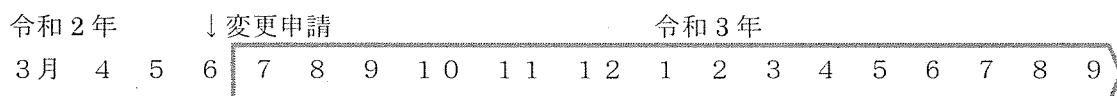
FAX：097-506-1735

(別紙1) 令和2年度小児慢性特定疾病医療受給者証の発行について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方は、原則、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用しますが、以下の場合、現在の受給者証の終期を1年延長した受給者証を発行します。

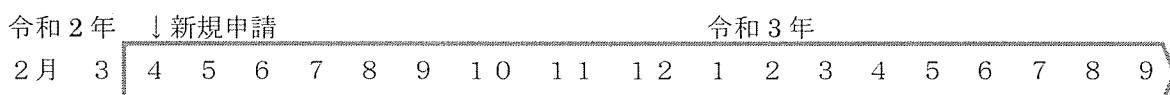
- ① 令和2年6月以降に、自己負担上限額の変更が生じる申請があった場合は、変更申請日の翌月の1日から現在の受給者証の終期+1年までの有効期間の受給者証を発行します。

【例】 令和2年6月に自己負担上限額の変更が生じる申請を行った場合
(※現在の受給者証が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの場合)



- ② 令和2年4月以降に新規申請を行った場合は、新規申請日から現在の受給者証の終期+1年までの受給者証を発行します。

【例】 令和2年4月に新規申請を行った場合
(※現在の受給者証が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの場合)





事務連絡
令和2年4月30日

各
都道府県
指定都市
中核市区
特別区
保健所設置市
児童相談所設置市

民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省

健康局総務課
健康局がん・疾病対策課
健康局結核感染症課
健康局難病対策課
社会・援護局援護・業務課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

健康行政及び援護行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生の状況等に鑑み、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第92号）が公布及び施行され、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和2年4月30日付け健発0430第3号・障発0430第5号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出したところです。

その他の公費負担医療等の取扱いについては、別紙のとおりとすることといたします。各都道府県等におかれては、これらについて御了知いただくとともに、管内の医療機関等へ周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会等に対しましても、この取扱いの周知につき、協力を依頼しておりますこと申し添えます。

(別紙)

1. 公費負担医療等における受給者証等の有効期間

(1) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく療養の給付等

○ 療養券の有効期間の取扱い

現に療養券の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに療養券の有効期間が満了する対象者について、療養券の有効期間を1年延長する。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

○ 特別手当、医療手当、健康管理手当及び保健手当の認定期間の取扱い

現に手当の支給を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに認定期間が満了する対象者について、認定期間を1年延長する。

○ 介護手当の支給の取扱い

現に介護を受けている者について、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの期間、診断書の添付を省略することができる。

(3) 被爆体験者精神影響等調査研究事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

○ 受給者証の検認の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者に対して令和2年3月1日から令和3年2月28日までに実施する受給者証の検認において、被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱3(8)アによる確認ができない者に対する受診勧奨を行った日から受給者証の返還等を求めるまでの期間を1年以内に延長する。

(4) 肝炎治療特別促進事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

○ 参加者証の有効期間の取扱い

現に参加者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに参加者証の有効期間が満了する対象者について、参加者

証の有効期間を1年延長する。

(6) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

○ 受給者証の有効期間の取扱い

現に受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに受給者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証の有効期間を1年延長する。

(7) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

○ 決定の有効期間の取扱い

現に対象患者の決定を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに決定の有効期間が満了する対象者について、決定の有効期間を1年延長する。

(8) 特定疾患治療研究事業

○ 医療受給者証の有効期間の取扱い

現に医療受給者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに支給認定の有効期間が満了する対象者について、医療受給者証の有効期間を1年延長する。

なお、有効期間が6月のものについては、延長期間も6月とする。

2. 留意事項

(1) 受給者証等の取扱いについて

1に基づき有効期間が延長された受給者証等については、引き続き、現に対象者に交付されているものを使用することとして差し支えない。ただし、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管下の医療機関に対し、受給者証等の取扱いについて十分に周知すること。

(2) 受給者証等の記載内容に係る変更の申請があった場合の取扱いについて

受給者証等の記載内容に係る変更の申請等があった場合、受給者証等の有効期間に係る記載については、医療機関等の混乱を防ぐため、変更しないこととする。

また、当該変更の申請等の手続においては、郵送により、申請の受付や受給者証等の返還を行うこととするなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮すること。

なお、新規申請の手続についても、郵送により申請の受付をするなど、同様の配慮を行うこと。



健発 0430 第3号
障発 0430 第5号
令和2年4月30日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省健康局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について

今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生の状況等に鑑み、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。)が公布及び施行されたところである(別添参照)。

改正省令の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、管内の医療機関等の関係者に対して周知を図り、その施行に遺漏なきよう特段の御配慮をお願いします。また、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対しても周知を行っていただくようお願いする。

なお、第3の留意事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正省令の趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが…重要」と指摘されていること等を踏まえ、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、次に掲げる医療費(以下「小児慢性特定疾病医療費等」という。)について、支給認定の有効期間の延長措置を講ずるもの。

- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾病医療費

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療費
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。)に基づく特定医療費

第2 改正の概要

- (1) 改正省令の施行の日(令和2年4月 30 日)から令和3年2月 28 日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等、支給認定障害者等及び支給認定患者等(以下「対象受給者」という。)が新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書等を提出することが困難な場合には、当該支給認定の有効期間は、改正省令の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。
- (2) 令和2年3月1日から改正省令の施行の日の前日(令和2年4月 29 日)までの間に有効期間が満了した対象受給者の支給認定について、改正省令の施行の際に現に効力を有するものとみなして、(1)を適用すること。この場合の支給認定の有効期間は、令和2年3月1日に効力を有していた支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。

第3 留意事項

- (1) 受給者証の取扱いについて
改正省令により有効期間が延長された支給認定に係る受給者証については、当面の間、現に対象受給者に交付されているものを引き続き使用することとして差し支えないこと。ただし、その際、対象受給者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、受給者証の取扱いについて十分に周知すること。
- (2) 変更申請等の取扱いについて
現に対象受給者に交付されている受給者証の記載事項等に変更が生じた場合は、児童福祉法第 19 条の5、障害者総合支援法第 56 条、難病法第 10 条等の規定に基づき、変更の申請等により対象受給者に係る支給認定の変更の認定を行うこととなるが、当該申請及び認定の手続においては、郵送により、申請の受付や受給者証の返還を行うこととするなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮すること。

第4 施行期日

改正省令は、公布の日(令和2年4月 30 日)から施行する。